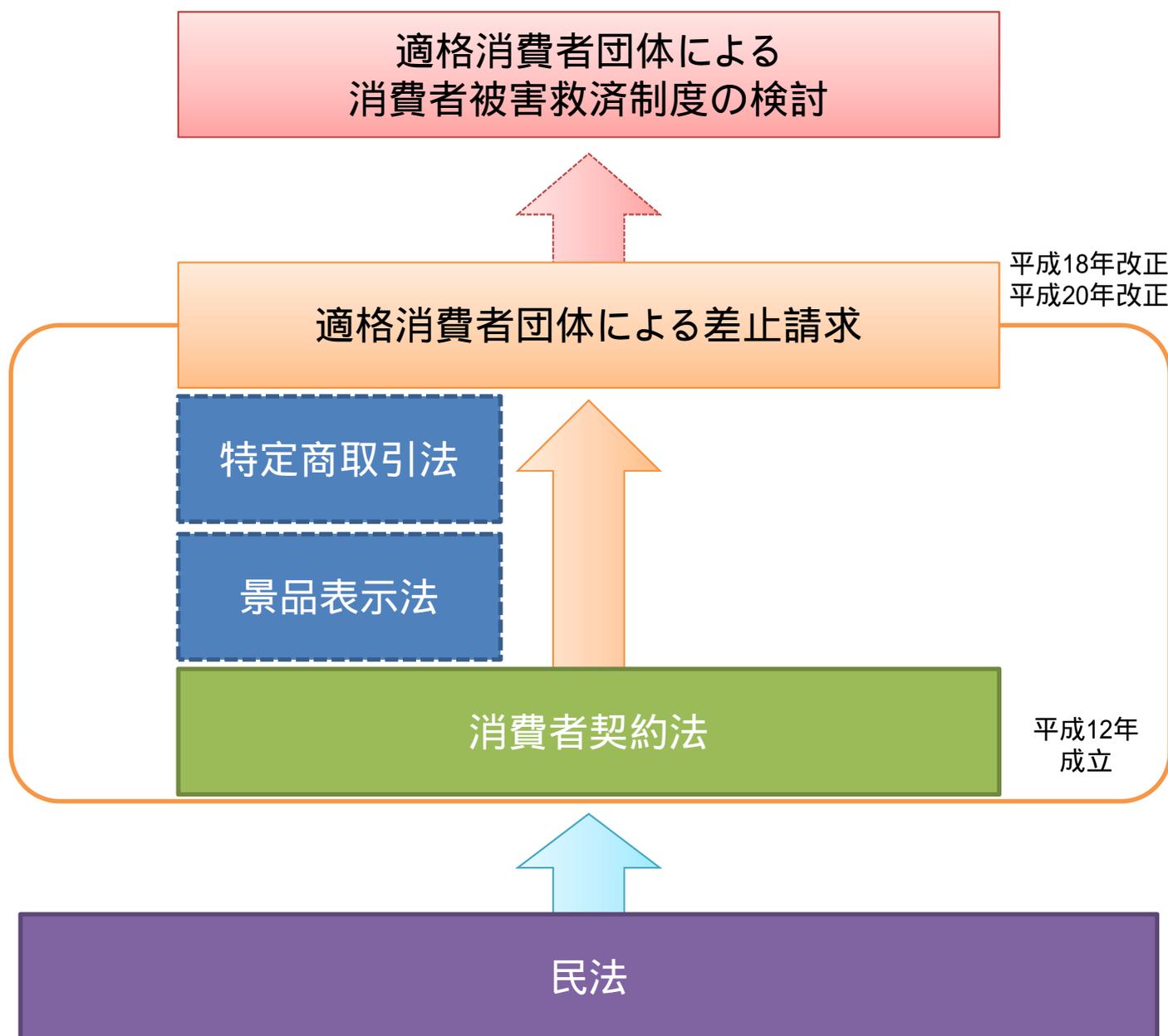


消費者契約法の実効性を高めるためのこれまでの取組



（参考）消費者基本計画（平成22年3月30日閣議決定）（具体的施策42番）

（具体的施策）

消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規則、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討します。

また、消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について、関係省庁の協力を得て検討します。

（担当省庁等）

消費者庁
法務省
関係省庁等

（実施時期）

平成22年度以降、前段については、問題点の把握を行い、後段については検討に着手します。